

上訴と功過

増 渇 徹

はじめに

一〇世紀末から一一世紀にかけて、諸国の百姓が受領を訴える所謂国司苛政上訴が頻発したことは既に指摘されているところである。こうした苛政上訴は、基本的には受領による専断的部内支配と、それに対する国衙官人・富豪層の対立として理解される。国衙官人と郡司らとの共闘の背景には、受領への権限集中の対蹠的現象として^①の国衙における任用国司の地位の低下や、国衙雑色人を媒介とする国郡行政の一体化の現象^②があり、また、受領が富豪層を負名に編成して、その直接支配を目指したこと（いわゆる負名体制^③）とも関係している。

本稿も基本的に上述の理解にたつものであるが、しかしこうした苛政上訴が地方における受領の支配そのものを否定するものではなく、個々の受領の行為を対象として行われている以上、上訴の背景についても個々の事例毎に検討する必要と余地がまだ残っているように思われる。本稿はこの観点から、個々の苛政上訴と受領との関係について些細な考察を行うものである。

一 尾張守藤原元命の解任

苛政上訴の代表として知られるものが、永延二年十一月八日の日付をもつ、国守藤原元命を訴えた「尾張国解

文」(以下「解文」と表記する)である。この「解文」の提出をうけて元命に関する審議がなされたのは、翌三年(永祚元年)二月五日のことであり、「日本紀略」には「又定尾張國百姓愁申守元命可被替他人之由」、また「百鍊抄」にも「諸卿定申尾張國百姓等訴申守藤原元命非法事」とあり、この日の公卿會議で「解文」の内容が審議されたことが記されている。しかし実際に審議が決着したのはこのときではなく、「小右記」永祚元年四月五日条に「尾張守文信、元命朝臣依百姓愁停任」と記すように、元命の解任と新司の任命が決まったのは四月五日のことであった。こうしてみると、二月五日は「解文」が公卿の會議に提出された日であり、元命の処分に至るまでに二ヶ月を要したことになる。

「小右記」によれば、この年の年初定例の受領功過定が実施されたのは正月一日、除目が行われたのは二九日(二月二日)で、このときには越前守・丹波守などの受領が対象になっていたにも関わらず元命のことは記録されていない。二月五日以前の記録・日記類にも、元命に関係する記事は見当たらない。上訴が受理されてから速やかに審議に至る例があることを考えると、「解文」の提出・受理は、二月五日をさほど遡らない時期であったと推測される。

尾張守としての元命の任期については詳細な史料がない。寛和元年二月には式部丞であること⁽⁵⁾から、尾張守の任命がこれ以降であることは明らかである。また、「解文」には「国守藤原朝臣元命三箇年内責取非法官物并濫行横法卅一箇条愁状」(前文)や、「三箇年内收納加徴正税」(第一条)、「三箇年間毎月号借絹」(第九条)、「三箇年料初」(第十条)などと三箇年の治政に言及する箇所が多く、末文にも「僅過三年不異歩虎首」の文言があり、これらからは「解文」の作成された永延二年が元命の任期の三年目であり、元命の任初年は寛和二年であったことが推測される。元命は任期の三年目の終わりに訴えられ、任期途中で解任されたわけであるが、ではなぜ元命はこの時期に上訴されたのであろうか。「解文」で指弾された元命の行為は、任初年から行われているのである。「解文」を提出した尾張國の「郡司百姓等」が三年間は耐えたものの、通常の任終年である四年目を迎えようとする

るところで限界に達して愁訴に出たとは考えにくい。任期の三年目の末という時機には、自ずとそうあらねばならぬ事情が存していると考えるべきであろう。

当時一般の受領の任期は四年であり、任期終了後の受領功過では調庸惣返抄・雑米惣返抄・勘済税帳・封租抄・新委不動穀・率分・齋院契祭料などの公文勘済関係と勘解由使勘文が審議された。このうち調庸惣返抄・勘済税帳・封租抄は前司任終年と当任三か年の計四年を対象として審議される。則ち当任の三年目とは、受領功過の重要な審議点に関する対象年限の末年にあたり、この年までが受領が精力的に任を務める期間であったと推測される。任終年の格率分を里倉負名で分付した阿波守忠良の例などは、任終年において受領が現物による収納・勘済を徹底せず、帳簿上の操作で実態との乖離を胡塗することがあったこと、換言すれば任終年にはそのような行為が行われやすかったことを示している言えるだろう。

長久元年の受領功過においては、関白藤原頼通の命により讃岐国の百姓愁状と国解が審議の資料として利用された。この場合も上訴した百姓の実態は郡司等であり、こうした例からは「解文」のような愁訴状が受領功過の参考にされる場合があったと言える。十一月に作成され、結果としては間に合わなかったものの受領功過定の近日に提出された「解文」は、この三年目までの成績の内実を問題化し、受領としての元命の功過に最も効果的な打撃を与えることを狙って作成され、提出されたとは考えられないだろうか。

二 『北山抄』にみる元命の審議

尾張守藤原元命の功過については、『北山抄』巻十 吏途指南（古今定功過例）にも記されており、本件の問題点と元命の処分について、「解文」とは別の視点から具体的にみることができる。

尾張守元命、當任加擧、不度見稻、依例班給云々、新司臨秋着任、未到以前班給可然、但本類之中又分付見稻、彼此之間、事似不同、就中當任所加擧、何謂前例乎、然而件見稻藁芥惡云々、仍不班給乎、至諸寺燈分料、依実班給之由、已有所見、因之後日所被定許也、

【北山抄】で問題にされている内容は、在任中の加擧分について元命が見稻（現物）を班給せず、それを前例に従った措置であると主張した点に集中している。【北山抄】では、元命が新司到着以前に班給したことを当然（「可然」）としながらも（①）、見稻を以て新司に分付したことを不審とし（②）、當任加擧分の方法の根拠として「前例」をもち出した点を否定的に判断した（③）が、分付した見稻は極めて粗悪で班給できないものであること（④）、諸寺燈分料については見稻を班給したこと（⑤）について所見が得られたので、後日元命は許されたとしている。

①～③が功過定に關与する公卿側からの視点であり、④⑤が審議対象となった元命側からの主張であることは論を俟たない。①～③の背景に存在する、見稻を班給すべきという原則論からの疑念に対して、元命は④で見稻とされたものも見稻の性格を事実上もたないものであり（即ち指摘は的外れであり）、⑤で見稻がある燈分料については適切な措置をとっていることを主張して、自己の無過を証明しようとしたのである。

「古今定功過例」に言う、元命が加擧分について見稻を班給せず、その息利分のみを徴収していたことについては、「解文」第一条に「凋弊之民、負正税而不耕田疇、富勢之寵、領能田以不請正税、仍為存公平、同以息利七萬三千八百六十三束、率於國內力田之間、當任守元命朝臣三箇年所納、既以繁多也」と、国内の富農（力田）から息利分を徴収していたことと対応している。また、諸寺燈分料に関しては、「延喜式」では尾張国には国分寺料二万束が規定されているのみであるが、「解文」第二十四条では国分尼寺修理料稻一万八千束の不行が、二十五条では講読師の衣供・僧尼等の布施の料稻一万三千百束の不行が指摘されており、これらと

対応するものであろう。これらの点は、「解文」で指弾された元命の行為の少なくとも一部が、実際に行われたことを示している。

しかしながら「北山抄」の記事は、直接には「解文」の提出に伴う元命の処分に関わる審議時のものではない。「新司臨秋着任、未到以前班給」などの文言に示されるように、元命の解任後に任命された新司（藤原文信）が交替政に際して勘出した内容を対象とする功過定の審議の概要を記録したものである。「解文」の一部との内容上の連関は、新司文信の交替政の際に「解文」に記載されたのと同様の事柄が勘出されたことによると考えられる。その勘出に当たっては元命の解任に至った「解文」の内容が意識されたかも知れないが、しかしそこでの主要な関心は見稲の有無とその取扱いという物実の問題に収斂されたのであり、また本来の受領功過に必要な文書は前述のように物実を中心としたものであった。

「権記」によれば、長保五年四月二十六日の陣定において受領功過が行われた。「尾張元（命）非過、紀伊景理過、阿波忠良・安隆等事、非可謂過之由、諸卿一同定之、弼相公獨云過、但未一定」とあり、この時に尾張守元命と紀伊守景理の功過が決定し、残された阿波守前司忠良と前々司安隆の功過は六月二日に至って過を除くことで決定した。前述の「北山抄」の記事は、この長保五年の陣定の審議記事であり、尾張守としての元命の功過は解任後十四年目に過としないことで確定したのである。

元命の功過が「非過」とされた理由は、同じく「北山抄」の「古今定功過例」に載せる、同日に審議された紀伊守景理と比較すると鮮明になる。景理が問われたのは、任中加挙稲を班給したと称するものを見稲を新司に付しなかったことで、新司は「雖称班給、空造返挙之帳」と責め、景理は「陳状事不分明、只称前例」のみであったので過と判断されたのであった（この後、見稲を出挙したとの報告があったので、過を外して功過が確定した）。ここで景理が勘出されている事柄は基本的に元命に対するものと変わらず、受領側の反駁が「例」を根拠に行われている点も変わらない。異なるのは、景理の場合は「新司四月朔間着国、未及播殖之期」であったが、

元命の場合は「新司臨秋着任」であつた点である。景理の新司は「播殖之期」を迎えて見稲を班給しようとしたができなかつたのであり、元命の新司は寧ろ反対に收穫期に着任したために見稲班給の必要性が切迫していなかつたのである。元命が「未到以前班給可然」と判断されたのは、多分にこの点に関わつてゐるであらう。景理と元命について問われているのは本稲ではなく加拵稲についてにすぎないが、加拵という行為の善悪でも、加拵の利率でもない。加拵の結果が、適正な処理の後に、交替時に見稲という実物の形態で存在しているか否かの唯一点である。

元命は、この後、正暦五年には前尾張守、長徳元年には散位・吉田祭の奉行として史料上現れるが、それ以外の官歴はわからない。しかし長徳元年まで他の受領歴がみられないことから考えると、恐らくはこの長保五年の判定が下されるまで元命は受領に任官できなかったものではなからうか。元命の例は、見稲の存在を執拗に問題にする姿勢にみられるように、物実の勘検こそが受領の功過判定の重点であり、それに基づく受領功過定の重要性和、功過定が実質的に機能したことを示していると言えよう。

ところで、苛政上訴を因として解任された前司と新司との間で、交替政時の勘出をめぐつて同様に争論が発生した例は他にもみられ、例えば「権記」長保元年十一月九日条には以下の記事がある。

淡路国司申、位祿代可令前司弁済申也、未交替之間、新吏以何者済進乎、前司申、新司被計取之物所封、當年官物也、何済去年租穀代乎云々、仍奏此由、申旨依有理裁免、則被仰頼貞

同年九月、淡路守讀岐扶範が「百姓愁」によつて喚問され、平久佐に交替させられる事件があつたが、「権記」の記事は、新司久佐への引継に際して新司と前司扶範との間で位祿代の済進をめぐつて争論となつたことを示している。当然のことであるが、新司が任命された以上、たとえ解任されたとは言へ前司も新司の交替政への関わりは避けられず、そこにおいては通常の交替と同様に、新司の勘出と前司の弁申、則ち所執の応酬が行われたの

であつた。

淡路国の例にもみられるように、元命に関する審議は、「解文」に基づくものと、新司文信の交替政での勘出に基づくものとの二度行われたのである。そして後者の審議こそが、「古今定功過例」に記録されたところに示されているように、受領としての元命の本質的な評価に関わるものであり、それ故に、そこでの審議で弁申の内容が涼解されたことによつて「非過」と判断され、再び受領としての新たな官職に就く資格を回復したのである。

【北山抄】からみる限り、元命の処分に関する最終的な結果は、ただ偏に、請負分の勘済や税帳の勘済、物実の勘検による官物の増減などから論ぜられる受領としての成績によるものであつた。このことは、受領への評価や苛政上訴に対して、当時の公卿たちの問題意識の基層が奈辺にあつたかを示すものとも言えよう。結果として愁訴は、その内容の審議の結果として指弾の対象となつた受領の交替という表面的対応には繋がつても、それは受領の本質的評価とは連関しない。受領の評価は、飽くまで功過定という場において決定されるのである。

三 愁状・善状の提出と受領

「解文」を著した「郡司百姓等」が任用国司・郡司などの在庁層であることは以前から指摘されているが、こうした傾向は他の愁訴例からも看ることができるといふ。讃岐国の例が郡司等であつたことは先に指摘したが、長門国の場合は「依民之愁被任替云々」（『左経記』）とあるものの愁訴の主体は鑄銭司判官土師為元であり、為元は道長に毎年牛を献上する人物でもあつた。因幡国の例も、守橋行平の介因幡千里殺害に端を發しており、「被仰因幡国官人以下、日者有愁申之事、可召其状、（中略）暫令候、可待定日、百姓等可罷掃云々」¹⁶からみれば、愁訴の主体は同国の在庁らであつたと理解されよう。加賀国の場合も、愁訴状は「加賀国々司百姓等国無弁官物者逃去解文」であつた。一覽表を参照すればわかるように、「百姓等」と表記されているが、愁訴の主体が判明する場合はその殆どが任用・郡司らの在庁層であり、それ以下の人々が主体的に関わっている徴候は見いだせない。しか

も、愁訴の発端は、受領による在庁の殺害・追捕といった暴力的行為や官物収納の不正にあり、上訴の対象となる「苛政」の内容が受領による在庁層への「苛政」であったことを物語っている。

しかしながら、こうした苛政上訴は必ずしも受領―在庁の関係においてのみ、限定的にみられる行為ではない。寛弘六年、筑後守菅野文信が大宰府の苛政二十箇条を愁訴し、この結果として大宰大弐藤原高遠の府務が停止された。「不善郎等及有事聞者等、早給召官符、可被召上、次又申進濟調京庫、是近代無其例、非哉者」という【御堂関白記】の記述からは、高遠は自身の郎等らを引率しており、恐らくは彼らを使用して、文信に対し彼が京庫へ進納した物資を府庫へ納入するよう要求していたと考えられる。受領の専断的支配とそれへの在庁の抵抗という一国内の関係が、西海道の場合は諸国を統括する大宰府（大宰大弐）と各国の受領との関係としても現出しているわけである。

先に尾張守元命は任三年目で上訴され、それは元命の功過に最大限に打撃を与えるためのものであったとの可能性を述べたが、他の苛政上訴の場合はどうであろうか。尾張国においては、元命の他に三回の愁訴状（藤原連貞・藤原中清・藤原経国）と一回の善状（藤原知光）が知られる。それぞれの任期を正確に知ることは困難であるが、このうち藤原連貞については、前司の橘恒平が康保四年正月に尾張守に任じ、天禄三年正月に美濃守に任じており、恒平が通常の四年の任期を務めたとすれば、連貞は天禄二年に補任され、任終年の天延二年に上訴されたことになる。

長門守高階業敏も三年目の末に上訴されている。業敏は愁訴人士師為元と次々に大乱を起こしていたとあり、この場合も時期を図って愁訴した可能性がある。また和泉守（源）基相の場合は三年目末と任終年の初めの二度にわたって、伊予守高階成章は三年目¹⁸に上訴されている。

如上のように、苛政愁訴が在庁らを主体として受領の三年目若しくは任終年に起こされること、即ち受領の功過を標的にしたものであるとみれば、かかる愁状が受領の任国支配の実態面に立ち入る具体的な内容をもつことは当然であった。また、かかる愁訴の政治的な性格の強さからみれば、翻って受領の任期のある時期に

苛政愁訴が起こされる要因もまた、当該受領の置かれている情況に依じて多様であつたと考えることも可能である。

治安三年の伯耆守藤原資頼(実資養子)に対する愁訴は、五月の頼通宅への「伯耆国投文」として始まり、十一月には道長宅への二度にわたる「伯耆国落書」へと発展した。紀成任の事に関係しているらしいが、実資は「尽以無美、某姓奉視云者、度々致百姓愁仍放逐、似其所為」との觀察を記している。資頼は在任三年目であつたが、当該時期には実資が資頼の昇殿を申請して努力を重ねている時期でもあつた。当該愁訴が実資を痛く心配させていた様子は「小右記」からも伝わってくるが、これは愁訴の内容が昇殿の可否の問題に繋がりがかねなかつたからではないだろうか。三年目にしては些か早い時機のこの愁訴は、受領である資頼の昇殿を妨害するために任国の名に仮託して行われた可能性が¹⁹ある。

当該期には愁訴状と善状がともにみうけられるが、丹波守藤原頼任の例は、この両者の関係を考える上での好例である。寛仁三年六月、丹波国氷上郡の百姓が二十四箇条の愁状を提出したが、これに対し守頼任が暴力的に捕らえようとしたため愁訴人が宮城内に逃げ入る騒動となつた。翌七月に二度目の愁訴があり、愁訴状は受理されて訴人等は帰国し、頼任は一旦道長・頼通に勘当されたものの、許されて同月中旬任国に下向した。しかし九月下旬、今度は丹波国の百姓が頼任の善状を提出したのである。頼任は下向後の八月中旬に任国の民を上京させて自宅の垣の修理を行わせており、こうした頼任をめぐる出来事に藤原実資は不審の念を懐いている。²⁰同じ条件の下で任国の愁訴人が対応を変化させることは考えにくいから、恐らくこの善状は、頼任が愁訴人(恐らくは在庁層)と何らかの妥協を図つた結果か、或いは頼任側の強い関与の下で作成・提出されたものであろう。

頼任の前司源雅通は長和五年の初めに交替したと考えられるから、頼任は長和五年補任で寛仁三年が任終年であつた可能性が高い。こうしてみると、丹波国の百姓が愁訴したのは頼任の任期終了を見越した行為であり、頼任が善状の提出を仕組んだとすれば、それは来るべき自身の功過定を慮つたからとは推測できないだろうか。

善状の提出例をみると、任終年と考えられる例が比較的多くみられる。大和守藤原輔尹・常陸介藤原信通・備

前守藤原経通・能登守（名不明）の善状は任終年であり、前述のように丹波守藤原頼任も任終年の可能性が高い。近江守藤原知光は三年目であるが翌年交替しており事実上の任終年であった。また、善状の中で、美濃守源遠資・大和守藤原輔尹・能登守（名欠）は延任を、伊勢守藤原孝忠・常陸介藤原信通は重任を申請されており、善状の提出はかかる要求の表明を重要な要素の一つにしたものであった。近江守藤原知章のように、前司の出家・辞任にともなう除目の直前に提出された例や、美濃守源為憲のように、国内で発生した殺人事件への関与が疑われて釐務停止処分を受けていた者に対し、復任を要求して提出された例もあるが、善状の大半は任終年或いはその近くの受領に関わるものと解してよいであろう。則ち善状の提出は、交替期を目前にした受領が自身の治国の功績と延任・重任の要求を管下から提出させる形をとることで、功過定での高評価と除目での任官を期待するためのものであり、「重任・再任を実現する近道」であったと考えられる。

こうした善状の提出者は殆ど百姓・州民とのみ記されており、僅かに近江守藤原知章の場合に国雑任・国分寺僧らが提出したことがわかっている。恐らく愁訴状と同様、善状も在庁らが作成・提出したのである。また、愁訴状の場合、多くは関係者の勘問が行われ日記が作成されているのに対し、善状の場合は記事も簡略で審議の手続も詳細ではない。善状の場合、抑もの事件性は少なく、また官物の無実などの実否究明の緊急の必要性もなく、従って喚問手続を要しなかったからに違いない。愁訴状に比べて善状の提出例は少ないが、これは功過に際して受領自らが申文を提出することが通例であったことによるであろう。また、既述したように愁訴状によって決定されるのは当面の処分につき、従って訴状の処理と功過判定は切り離されており、功過はあくまでも物実の納入・勘会などの情況に基づいて判定される以上、善状もつまりは理念的な意味しかもたなかったからとも考えられる。

上訴と功過

愁訴状の提出記事

年月日	国名	受領名	文書提出者(特定できる提出者)	任期年目	処分	任期関係記事
天延2年5月23日	尾張	藤原連貞	百姓等	任終年 ^h	解任	
永延2年11月8日	尾張	藤原元命	郡司・百姓等	3末	解任	
長保元年9月24日	淡路	讃岐扶範	百姓等	4 ^h	解任	長徳2年正月補任か※1
長保3年12月2日	大和	源孝道	百姓等	任終年 ^h		長保4年11月に守藤原齊(見任)
寛弘4年7月23日	因幡	橘行平	官入・百姓等	3中	解任	寛弘2年正月補任
寛弘5年2月27日	尾張	藤原中清	郡司・百姓等	任終年 ^h		後司大江匡衡、寛弘6年正月補任
長和元年9月22日	加賀	源政職	国司・百姓等			
長和5年8月25日	尾張	藤原経国	郡司・百姓等			
寛仁2年12月7日	長門	高階業敏	民(鑄銭司判官上師為光)	3末	解任	長和5年4月補任
寛仁3年6月19日	丹波	藤原頼任	水上市郡百姓等	任終年 ^h		後司藤原資業、寛仁4年正月補任
治安3年4月19日	但馬	藤原実経	院御止司 ^h	2 ^h	停任・復任	万寿2年11月延任許可
治安3年11月3日	伯耆	藤原資頼	百姓(某姓奉親という人物)	3末		前司藤原隆佐、治安元年得替資頼、治安元年3月任国下向
万寿3年4月23日	伊賀		在庁・百姓等			
万寿5年7月24日	但馬	藤原能通	百姓等	2 ^h		※2
長元9年7月11日	近江	藤原実経 ^h	百姓等	任終年 ^h		後司藤原隆佐、長暦2年正月補任
長暦2年11月1日	但馬		百姓等			
長久元年正月22日	讃岐	藤原憲房 ^h	百姓(郡司等)		解任	
長久元年12月25日	和泉	(姓欠)基相	百姓	3末		長暦2年6月補任
長久2年2月2日	和泉	(姓欠)基相	愁民	4初		
永承7年8月8日	伊予	高階成章	百姓20人	3 ^h		永承4年12月補任

提出記事については森田節註(1)論文(『平安時代政治史研究』257頁)の表を利用し、当該時期の受領名及び任期については宮崎康光福「国司補任」を主とし、適宜日記等で確認し作成した。
 ※1 長徳2年正月に有名な藤原為時の淡路守から越前守への補任交替が起こっているが、この時淡路守と越前守の入れ替えとは書かれていない。或いは扶範はこの時の補任かとも考えられる。
 ※2 前司藤原実経が万寿2年11月に延任を許されており、能通が万寿4年2月に見任としてみえることから、能通の補任は万寿4年か。

善状の提出記事

年月日	国名	受領名	文書提出者(特定できる提出者)	任期年目	要求内容	任期関係記事
永延元年7月26日	美濃	源遠資	百姓等数百人		延任	
長保2年2月22日	美濃	源為憲	百姓等		解任免除	
寛弘6年9月22日	近江	藤原知章	国雑任・因分寺僧等		任命	
長和元年9月22日	大和	藤原輔	百姓等	4	延任	寛弘6年3月補任
長和元年12月9日	尾張	藤原知光		3		寛弘7年3月補任
寛仁元年8月5日	越中		人民等			
寛仁元年11月12日	伊勢	藤原孝忠	百姓等		重任	
寛仁3年9月2日	丹波	藤原頼任	百姓等	任終年 ^h		
治安4年8月21日	能登		州民	4※1		
万寿4年5月8日	常陸	藤原信通	百姓・州民	4		万寿元年補任※2
万寿5年8月23日(長元元年)	備前	藤原経通	百姓等	4		
長元2年2月11日	備前		百姓等	4		

本表の作成方法は愁訴状の場合と同様。
 ※1 「小右記」万寿元年8月21日条に能登守からの減省申請に際して「能登明年得替、自前司任終至当年四ヶ年」とある。
 ※2 「小右記」治安三年11月23日条で、常陸国に檢交替使が派遣されており、介平雑衛は「明年得替」とある。雑衛の任中死去によるか。

愁訴状・善状が、当時の貴族社会における「道理」によって処理されたことを指摘したのは佐藤宗諄氏である。氏は訴状の提出が一般人民の権利であり、その処理が「道理」によって実現することが没落しつつある貴族社会の存続に不可欠な手続きであり、撰閣政治の支配構造の基本をなしていると評価された。しかしながら、氏の紹介された加賀守源政職の例は、勘問しようとしたところ愁訴人らが参上しなかったが故に、「道理」を以って政職を免除したのであり、訴人不参ならば無実であるという形式的適合性を「道理」と表現したに過ぎない。また、愁訴の審議と受領としての本来的な功過判定は別個のものとして位置づけられているのであり、こうした場合に言及される「道理」は当該時期の支配構造の本質的連関を貫く論理たりえないであろう。

この形式的適合性を重視する論理は他の箇所にもみられ、長門守高階業敏の場合も、三度にわたり対問のために召喚されながら参上せず、このために解任処分とされている。しかし前述したように愁訴人が道長と父子二代にわたり関係を結んでいる人物であった以上、業敏は勘問に應じることができなかったと考えるべきであろう。「無被定是非、偏依為元申所被解却」(「小右記」とあるように、実否の究明や是非の判断以前に処理された)であり、源政職の例が「道理」に基づくものとするならば、業敏に対するこの処理も同様に「道理」によるものであったはずである。介因幡千里殺害容疑で処分された因幡守橘行平の場合も、一度は勘問の場に参上したものの弁明できず、「其後度々雖令召不参、仍其由被下定」されたのであった。

愁訴が行われた場合、訴人と対象者の両者を勘問・対問して事の実否を究明するのが原則であり、勘問の場に参上しないことは、この原則を一方的に毀損するものとして批判を受ける行為であった。上述の「道理」は、この原則の枠組みを外面から支えるための形式的適合性の論理である。それ故、問題の内実に関わる是非の判断の場合は、こうした形式論理としての「道理」ではなく、現実として優先されるべき実態の論理、即ち「例」に依存することが多くなる。交替政の勘問に対して受領が「例」を根拠として反駁するのも、「解文」で元命の「例」ならざる行為を指弾するのも、「例」に現実を貫く論理をみ、それを重視する通念によって行われたものであった。そして受領功過においても、「例」は功過を判定する重要な基準であった。受領の功過判定の材料の大半が揃う任

三年目或いは任終年の愁訴は、この意味で当該期の支配構造の一端を呈示する出来事の一つとも言えよう。

おわりに

藤原元命の代わりに尾張守に任ぜられた藤原文信は、筑後守在任中に安倍正国の父母兄弟姉妹を殺害し、その報復として除目直前の三月末に正国に襲撃され、負傷した人物であった。恐らくはこの事件も受領と在庁の対立に端を發したものであろうが、ここから窺える文信の受領としての資質は、元命と本質的に異なるものではない。愁訴の判定と功過の判定とが本質的には切り離されている以上、受領の功過として評価されるのは物実の納入・勘済なのであり、その資質こそが中央にとって重要であったのである。

(註)

註1 森田悌「撰関期政治動向の考察——苛政上訴を中心として——」(『日本史研究』一七三号 一九七七年、のち『平安時代政治史研究』に所収)

註2 山口英男「十世紀の国郡行政機構」(『史学雑誌』一〇〇—九 一九九二年)

註3 坂上康俊「負名体制の成立」(『史学雑誌』九四—二 一九八五年)

註4 本条の記事について『百鍊抄』は二月六日につくるが、『大日本史料』にしたがい『日本紀略』による。

註5 『小右記』寛和元年二月二十七日条

註6 封租抄については、新訂増補故実叢書『江家次第』巻四(定受領功課事)に「封租抄同調庸」とある。

註7 『北山抄』巻十 史途指南(古今定功過例)

註8 『春記』長久元年正月二十二日条

註9 『春記』長久元年六月八日条

註10 森田悌前掲論文。また、阿部猛編『北山抄注解 卷十 史途指南』（東京堂出版一九九六年）三〇〇～三〇二頁

註11 功過定での判定には「功」「過」「無過」がある。元命の「非過」は、当初「過」とされていたことによると考えられるが、『權記』長保五年六月二日条では同様に「過」に問われた阿波守忠良・安隆に対し「除過」と記録しており、「非過」には「無過」よりも否定的評価が含まれているように感じられる。

註12 『小記目録』正暦五年三月二日条

註13 『日本紀略』長徳元年四月二十四日条

註14 紀伊守大江景理の任終年は長保二年であり、翌三年正月には新司源兼相が補任されている。景理の過が削られた寛弘元年三月の陣定の際には景理は前紀伊守と記されており（『御堂関白記』・『權記』）、景理も過のままでは任官できなかつたことを示している。元命の例は極端に過ぎるかも知れないが、こうした例は受領の任官と功過定が極めて密接に関連すること、また見物の有無と功過とが不離の関係にあることを物語っている。

註15 『小右記』長保元年七月一日日条・九月二五日条、『御堂関白記』長保元年九月二四日条

註16 『權記』寛弘四年七月二十三日条

註17 『御堂関白記』寛弘六年九月一日条。八日条。同十九日条

註18 『北山抄』史途指南（罷申事）では、拜除の月日が遅い場合は現地着任の月日を以って任初年とすることが記されている。成章の補任は永承四年十二月であるので、赴任は翌年で当年は任初年に含まれなかつたと考えられる。

註19 愁訴の対象となることが不名譽であり、とくにその内容に真実が含まれている場合（受領側に非のある場合）に厳しい処置の対象となつたことは、治安三年の但馬守藤原実経（行成の息男）の例からも推測される（『小右記』治安三年四月十九日条・二十一日条など）。当該事件は、守実経が小一条院の但馬御庄の庄司惟朝を追捕する官符を申請したことに始まり、小一条院が実否究明を指示したことから朝廷での喚問となつたものである。惟朝の答弁が実で実経の主張が誤りであつたらしく、行成は実資に相談し、その助言を容れて道長に事情を説明するに至つたが、事情を聞いた道長は不機嫌であり、六月二日に実経は釐務を停止され、

七月三日に至って解除された。本件は愁訴事件とは言えないかもしれないが、任国における受領と庄司の軋轢から生じ、郡司ら
を巻き込んだ点で他の愁訴事件の多くと構造的には共通したものと考えられる。実経の復任は、行成家のもつ貴族社会での地位
から認められたものであろうが、それにしても当該案件の処理のためには一旦は停任という処分を下さねばならなかったのでは
ある。

註20 『小右記』寛仁三年八月十五日条。九月二十二日条

註21 『小右記』長和五年正月十四日条に「丹波中将」、同年五月二日条に「前丹波守」とみえる。

註22 『御堂闕白記』寛弘六年九月十一日条

註23 佐藤宗諱「百姓愁状の成立と貴族政權」(『平安前期政治史序説』第12章所収)

註24 龍福義友「平安中期貴族の法意識の一側面——『小右記』を素材とする考察——」(山中裕編『撰関時代と古記録』一九九一年。
のち『日記の思考 日本中世思考史への序章』収載)では、斯様な理の特徴を「形式的手続的適合」と評している。

註25 『左経記』寛仁二年十二月七日条

註26 龍福 註24前掲書「平安中期の理」

註27 『小右記』永祚元年四月六日条ほか